

泉南市
子どもの権利に関する条例案要綱
(条例案の検討に関する中間報告)

2011(平成 23)年 9 月 30 日

目 次

はじめに・・・p 2

この条例の構成について・・・p 4

第 1 章 総則：この条例の目的と基本原則・・・p 5

- (1) 条例の目的
- (2) 子どもの権利の尊重
- (3) 定義（言葉の意味）

第 2 章 本則：この条例によって推進する「子どもにやさしいまち」・・・p 13

- (4) 子どもの意見表明と参加
- (5) せんなん子ども会議
- (6) 子どもの相談と救済
- (7) 子どもの居場所づくり
- (8) 子どもの権利に関する学習と教育
- (9) 親その他の保護者の支援
- (10) 子ども施設職員等の支援
- (11) せんなん子ども支援ネットワーク
- (12) 施設等における子どもの安全
- (13) 災害時における子どもの安全
- (14) 泉南市子どもの権利の日

第 3 章 補則：この条例の実施と検証・・・p 28

- (15) 条例の実施と広報
- (16) 条例の実施に関する検証と公表
- (17) 条例の実施と検証に係る事務（事務局）

第 4 章 雑則：この条例の実施に必要な規則等・・・p 31

むすびにかえて・・・p 32

はじめに

私たちは、本年2月に市長の諮問を受け、そして現在まで「子どもの権利に関する条例案」を検討してきました。

私たちは、この条例によって、泉南市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてきて良かった」と心から思える、そんな「子どもにやさしいまち（Child Friendly City）」を、ぜひ実現していきたいと考えました。そこでこの条例には、「子どもにやさしいまち・泉南」を実現していく、その基本となる原則および具体化の方向について、これを可能な限り明らかにして、定める必要があると考えました。

ユニセフは、この「子どもにやさしいまち」の実現を、世界のすべての国と都市に呼びかけています。ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまち」は、国連の児童の権利に関する条約に基づいて、市と市民が手を携えて、みんなで子どもの権利を大切にする「まち」です。条約は、すべてのおとなに、「子どもの最善の利益」を第一に考慮することを求めています（3条）。そして「子どもの最善の利益」は、まず子どもの意見を尊重することを通して具体化することができる、としています（12条）。

そこで私たちは、子どもたちの声に耳を傾けたいと考えました。今年の7月、泉南市内の子どもたちに広く呼びかけたところ、13人の小学校5年生・6年生が集まってくれました。子どもたちはいろいろと話し合ううちに、「街角に出かけて、もっと多くの子どもたちの声を集めよう」と、街頭インタビューを試みました。

そうして、3日をかけて、次のような「泉南・子ども・憲章案」を起草しました。

私たちは 泉南の子どもです。

私たちは、子どもの平和のために3日間かけて話し合いました。

私たちは、泉南の自然が多くて、元気なところが、好きです。

そんなまちが好きだからこそ、私たち子どものことを大切にしてください。

おかあさんやおとうさん、おうちのひとへ

家庭の中で暴力(DV)や虐待はないですか？

おとなの都合や事情で私たち子どもを巻き込む前に

私たち子どもの気持ちを理解してください。

私たち子どもの心や身体を傷つけないでください。

私たちもがんばりますから、自分で選んで、自分のペースですごさせてください。

どんな苦労があろうとも、笑顔がある家庭を子どもといっしょに、つくってください。

学校の先生へ

学びやすく、ひとりひとりの意見を大切にする、居心地のよい学校にしてください。

いじめのことを相談できる先生や場所を増やしてください。

いじめられている子どもを助けることができる学校にしてください。

いじめがなく、仲の良い学校(クラス)をいっしょにつくりましょう。

まちのおとなへ

子どもたちのために、公園の遊具を減らさないでください。

きれいで、安全なまちにしてください。

子ども達も泉南のまちをよくしたいと考えていることを知ってください。

私たちの気持ちをきくときに大切にしてほしいことは

話を途中でさえぎらないで最後までちゃんとときいてください。

きいたあとは、やさしく接してください。

すぐに評価するのは待ってください。

私たちは、他のひとの気持ちや意見をきくことも大切にします。

この泉南の子どもたちからのメッセージ読んで思い起こされるのは、2002年5月、ニューヨークで開催された国連子ども特別総会です。そこに世界から集まった400人の子どもたちは、総会までの3日間をかけて、「わたしたちにふさわしい世界（A World Fit for Us）」というメッセージをまとめました。その一部を抜粋して紹介しましょう。

わたしたちは世界の子どもです。

わたしたちは子どもにふさわしい世界を望んでいます。

なぜなら、わたしたちにふさわしい世界は、すべての人にふさわしい世界だからです。

わたしたちにふさわしい世界では、

子どもの権利が尊重されています。搾取・虐待・暴力はありません。

もう戦争もありません。必要な保健ケアが提供されます。

HIV/エイズがなくなります。環境が守られます。

貧困の悪循環はありません。教育が受けられます。

子どもたちが積極的に参加することができます。

私たちは問題の根源ではありません。私たちは問題解決に必要な資源です。

私たちは支出ではありません。私たちは投資です。

私たちは単なる若者ではありません。私たちはこの世界の市民なのです。

おとなのみなさんは私たちを未来と呼びます。

けれども、私たちは「いま」でもあるのです。

(参照:「わたしたちにふさわしい世界」日本ユニセフ協会訳、抄)

泉南の子どもたちの言葉は、世界の子どもたちの言葉と響きあっています。私たちは、子どもたちの声に耳を傾け、その思いを受け止め、そして対話するなかから、「泉南市子どもの権利に関する条例案」について、以下の内容を提案するものです。

この条例の構成について

検討委員会および起草委員会で検討を重ねた結果、この条例は4つの章で構成することとしました。

第1章は、条例の総則として定めるものとしました。

第2章は、この条例の本則として、「子どもにやさしいまち(Child Friendly City)」を泉南市で具体化していくために必要な施策や仕組み、実践等に関する事項を規定するものとしました。

そして第3章では、前2章の内容を実効あるものとして着実に実施していくことができるよう、条例の実施と検証に関する規程を設けるものとしました。

最後に第4章では、この条例を具体的に実施していくために必要な手続き的事項について、これを市長がこの条例に基づいて規則等で定めることを述べています。

なお、以下の各章の記述では、各節（丸括弧番号で表示）が概ねのところ条例上の各条に該当するものと考え、文案を整理しています。

そこで、各節の最初に置いた枠囲み内の記述文章が、条例文の原案となるものです。そして、この原案が生まれてくる検討過程における意見等を、できるだけ整理して、条例原案の後に置きました。

第1章 総則：この条例の目的と基本原則

第1章は、この条例の総則として、第1条で条例の「目的」を、第2条では条例全体を貫く基本原則(一般原則)となる「子どもの権利の尊重」を、そして第3条では、この条例で用いる主たる言葉の意味についての「定義」を置きました。

(1) 条例の目的(第1条)

- (1-1) この条例は、児童の権利に関する条約(以下、「子どもの権利条約」といいます)に基づいて、「子どもにやさしいまち」を泉南市で実現していくため、その基本となる原則および具体化の方向について定めるものです。
- (1-2) この条例が目的とする「子どもにやさしいまち」は、子どもの権利を尊重し、子どもの育ちと子育てを社会で支え合う仕組みを整え、一人ひとりの子どもが人間としての尊厳をもって、子ども時代を幸せに過ごすことができるまちです。

検討委員会での話し合いに基づいて、子どもの権利条約を基盤とする「子どもにやさしいまち」を泉南市で実現していくための、その原則や方向を定めることを、この条例の目的として明示しました。そして2項では、目的となる「子どもにやさしいまち」について、ユニセフの問題提起に基づいて、基本的な定義を行いました。

とくに「子どもの育ちと子育てを社会で支え合う仕組みを整える」というのは、この条例が単なる理念の表明に終わらず、具体的に「子どもにやさしいまち」を実現していく、そのための条例となることを強く願って、述べたものです。

これは、泉南市の子どもの現状や、またこの条例に期待される機能や特長をめぐる、次のような検討を踏まえ、明文化したものです。

泉南市の子どもの現状

- 1) 家庭児童相談室への児童虐待相談が増えています。学校園所においても、ネグレクト等虐待が懸念される子どもたちが増えています。
- 2) 子どもの「障がい」に関する市の相談窓口への相談等も増えており、就学前から小学校、中学校へと、子どもの発達段階に応じた支援の充実が求められています。
- 3) 教育委員会の資料によると、学校における「いじめ」「長期欠席」「不登校」の課題も見られます。
- 4) 「全国学力・学習状況調査」(平成20年度)によると、朝食を食べていない子どもの割合が全国と比べて2倍以上であったり、寝る時間が決まっていない子どもの割合が高かったり、テレビやビデオの視聴時間が長かったり、休日に全く勉強をしない割合が高いなど、生活環境の困難さが伺われます。
- 5) 上記調査において「自分にはよいところがある」と答えた子どもは、小・中学生ともに全国比ではかなり低い結果が出ており、子どもの生きる力の基礎といえる自尊心や自己肯定感の低さが受け止められます。
- 6) 権利の主体として、子ども自身が判断して行動することが支援される機会が少な

いのではないかと、この現状が出されました。学校における児童会、生徒会の活動が低調だという現状も出されました。泉南市が実施した中学高校生アンケート調査（2010年）によると、「おとなに心がけてほしいこと」上位3項目は、1位「話をもっと真剣に聞いてほしい」（48.0%）、2位「自分のことは自分で決めさせてほしい」（39.8%）、2位「友だちや兄弟姉妹と比べないでほしい」（39.8%）、3位「決まりや約束事を一方的に押し付けないでほしい」（37.4%）。主体性を尊重してほしいという子どもの思いが、強く現れているといえます。

この条例に期待される機能や特長

- 1) これまで学校園所では人権保育・人権教育が積極的に取り組まれてきましたが、その成果を踏まえ、さらに泉南市の子どもたちの現状を確かに受け止めた、子どもの権利に関する、より発展的な人権保育・人権教育の具体化が期待されます。
- 2) 次世代育成支援対策地域行動計画による取り組みの結果、就学前児童のための居場所づくりや子育て支援施策は以前よりも充実してきましたが、そこにつなげて、学童、中学高校生のための「居場所づくり」や支援施策の充実、そして、乳幼児期からの権利行使の主体としての子育ち支援施策への広がりが求められています。
- 3) 1994年に日本で「子どもの権利条約」が批准され、すでに17年になります。けれども泉南市において、おとなにも子どもにも、この条約は知られていません。条約の名前を知っていたとしても、内容を知っている人はきわめて少ないのが現状です。国際条約はそれを批准した国では、基本法的な性格を有するもので、法的拘束性を持ちます。この条約をより積極的に、子どもにもおとなにも広く知らせていく、さまざまな取り組みが必要です（条約の広報）。そのためにも、この条約を日々の子どもたちの暮らしの中で活かして使っていく市の施策や市民の活動、学校等での教育実践が重要です（条約の活用）。そして条約を基準として、子どもに関わる現状を検証し、より良いものに改善していくことが求められます（条約による検証）。
- 4) ユニセフ（国際児童基金）は、子どもの豊かな発達・成長を支え、また親や地域社会の子育てを支える上で、地方自治体の役割が極めて大きいことに着目し、自治体が子どもの権利条約に基づいて総合的な子ども施策を実施することによって、「子どもにやさしいまち」を実現していくことを提唱しています。泉南市はこうしたユニセフの問題提起を受け止め「子どもにやさしいまち」の実現に取り組まねばなりません。したがってこの条例の目的は、「子どもにやさしいまち」を実現していくための基本となる原則や方向性を、可能な限り明らかにするところにあるといえます。
- 5) この条例は、子どもの権利条約を基盤として「子どもにやさしいまち」を泉南市で実現していくための、その原則や方向性を定めることを目的とするものです。「子どもにやさしいまち」の仕組みを整え、子どもの最善の利益のために必要なことを市と市民がみんなで実践していく、そのための条例であって、いわば「実践型条例」と名づけることができます。

この条例の名称について

現在の仮称「泉南市子どもの権利に関する条例」のほか、たとえば「泉南市子どもにやさしいまちづくり条例」といったものも考えられます。

(2) 子どもの権利の尊重(第2条)

- (2-1) すべての子どもは、権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます。
- (2-2) 市および市民等は、子どもの権利条約に基づき、公私を問わず子どもにかかわるに際しては子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう不断に努めなければなりません。
- (2-3) 市は、子どもの権利条約が子どもに保障する権利を認識し、これを市の機関および市民等に広く伝え、もってすべての人の権利と自由を尊重して自己の権利を行使することができる子どもの育成を促進するよう努めるものとします。
- (2-4) 市は、子どもの生命、生存と発達、意見表明と参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとします。

ここでは、「子どもにやさしいまち」の基盤となる子どもの権利について、この条例が原則とするべき最も基本的な事項を、子どもの権利条約に基づいて述べました。

「子どもの権利の尊重」は、もっぱらおとな側における課題であることを踏まえ、第1項で子どもの権利の包括的な意義を述べ、これを受けて第2項以下では、子どもの権利条約の一般原則(2、3、6、12条)に照らして、おとなの責務を述べています。

そして、これら4項目を泉南市における「おとなと子どもとの関係の基本原則」としていくことによって、「子どもにやさしいまち」を実現していこうとするものです。

これらは、次の諸点にわたる検討を踏まえ、文案を整理したものです。

この条例の最も基本となる原則について

- 1) 「子どもにはこんな権利がある」「こんな権利も子どもはもっている」といったように、いわゆる権利のカタログに関する条文を多く並べることも考えられます。しかし、すでに日本が批准して国内法として効力を持っている子どもの権利条約があるので、この条例が条約に基づいていることを明示した上で、むしろおとなの側(泉南市、市長、市の機関、市民等)が、どのようにして子どもの権利を保障していこうとするのか、その最も基本となる権利・原則を、ここでは述べるのが大切ではないでしょうか。子どもの権利条約の一般原則に当たるような、この条例の一般原則(この条例のすべての条文において踏まえられなければならない基本となる原則)を、ここでは策定する必要があると思います。
- 2) 子どもの権利条約の一般原則、すなわち「差別の禁止」(2条)「子どもの最善の利益」(3条)「生命、生存および発達への権利」(6条)「子どもの意見表明と参加の権利」(12条)について、これらをこの条例においても、最も基本となる原則として、また、おとなの子どもに対する最も基本的な責務として、「子どもの権利の尊重」の内容を構成するものとして、ここで確認することが大切だと思います。
- 3) 子どもの権利についての認識に混乱が見られます。「権利を認めると子どもがわがままになる」、「権利は一人前になってはじめて主張できるもの」といったような

理解が私たちの社会には根強くあります。「権利を主張するなら義務を果たすべき」というようなことも耳にしますが、これも権利の捉え方の誤りです。本条例で述べる権利とは、「子どもの権利条約」に認められた権利であり、誰でもが生まれながらに有する基本的人権です。こうした基本的な認識が共有できるよう、この「子どもの権利の尊重」の規定を定めたいと思います。

子どもの権利の歴史をめぐって

- 1) 国際社会において、子どもの権利という理念が初めて認められたのは、1924年、国際連盟が採択した「ジュネーブ宣言」です。第一次世界大戦後、戦争で子どもに最も大きな犠牲を負わせたことを反省し、人類は子どもに対して最善のものを与える義務を負うと宣言されました。

参照：ジュネーブ宣言

1. 子どもは、身体と精神の両面の正常な発達に必要な手段が与えられなければならない。
2. 飢えた子どもは食物が与えられ、病気の子どもの看護されなければならない。
3. 発達の遅れた子どもは援助されなければならない。孤児および浮浪児は住居を与えられ、かつ援助されなければならない。
4. 子どもは、危機に際して最初に救済を受ける者でなければならない。
5. 子どもは、生計を立てることができるようになされ、かつ、あらゆる形態の搾取から保護されなければならない。
6. 子どもは、その才能が人類同朋のため捧げられるべきであるという自覚の下で育てられなければならない。

- 2) けれども、多くの国々を巻き込んだ第二次世界大戦を回避することができず、何千万人もの命が奪われました。そこで、国際連合は改めて、人と人が殺し合う戦争という人権侵害を二度と起こさないと誓い、人権が世界における自由、正義、および平和の基礎であるとして1948年、「世界人権宣言」を採択しました。全ての人、国が達成すべき共通の基準として、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利の保障をうたったものです。この「世界人権宣言」を子どもにもということで1959年、「子どもの権利宣言」が採択されました。

参照：「子どもの権利宣言」

- 人類は、児童に対し、特別な保護を保障し、最善のものを与える義務を負う。
- 第1条 差別の禁止（人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的または社会的出身、財産、門地その他の地位による差別の禁止）
 - 第2条 自由と尊厳の下で成長することの保障
 - 第3条 姓名及び国籍をもつ権利の保障
 - 第4条 適当な栄養、住居、レクリエーション及び医療の保障
 - 第5条 障害児の権利（身体的、精神的又は社会的に障害のある児童は、その特殊な事情により必要とされる特別の治療、教育及び保護を与えられなければならない。）
 - 第6条 両親の愛護と責任の下で育てられる子どもの権利（育てられない場合に特別の養護を与える義務）
 - 第7条 教育を受ける権利（少なくとも初等の段階においては、無償、かつ、義務的に）

第8条 優先的な保護および救済を受ける子どもの権利

第9条 あらゆる放任、虐待及び搾取からの保護

第10条 平和が保障される子どもの権利

- 3) 国連は「子どもの権利宣言」後20年の1979年を国際児童年と決めました。そこでポーランド代表より、法的拘束力をもつ条約の策定が提案されました。10年の議論を経て、そして1989年、国連で採択されたのが「子どもの権利条約」です。

子どもの意見表明・参加の権利の大切さ

- 1) 「子どもの権利条約」は全54条から成り、子どもにかかわること全般を包摂した内容となっています。条約が保障する子どもの権利は、次の3つのPとして把握できます。Provision（プロビジョン：必要なものが与えられる「付与の権利」）、Protection（プロテクション：危険や恐怖から優先的に守られる「保護の権利」）、Participation（パテイスペイション：自分に関わる事柄に対して意見を表明して参加する「参加の権利」）です。前の2つのPは、ジュネーブ宣言や子どもの権利宣言で既に確立されていましたが、3つ目のPすなわち子どもの意見表明・参加の権利は、子どもの権利条約において初めて確立されたものです。これらはどれも大切に重要なものですが、とりわけ3つ目のP「参加の権利」は、意見表明の権利に伴うものとして、とくに重要な意味をもっています。
- 2) 子どもは、成長していく存在です。もちろん成長していく過程では衣食住をはじめ教育、医療等が与えられなければなりません。危険や恐怖から優先的に守られなければなりません。こうした「与えられること」「守られること」は、子どもにとって「当然のこと＝権利」です。しかし、おとな側の都合だけで一方的に与えられるような付与や保護は、実際に子どもの最善の利益を実現するものになるのでしょうか？おとなは「子どものために」という善意を抱くけれど、ほんとにそれは子どもの最善になるのか？という問題提起です。こうした議論が、国連で子どもの権利条約が検討される過程でもあったわけです。そうして獲得された共通認識が、子どもの意見表明と参加の権利（12条）です。子どもは今を生きる社会の構成員（パートナー）として、自分にかかわる事柄について、自分の意見を表明し、おとなに尊重してもらおう権利を持っている、というものです。
- 3) 条約が定める子どもの意見表明の「意見（views）」は、必ずしも理路整然とした主張や見解をのみ指すものではなく、子どもの気持ちや心情、つまり「つらい」とか「悲しい」とか、そういうことも含めて「意見」としています。したがって赤ちゃんにも、意見表明権は認められるというのが、国連子どもの権利委員会の公式見解です。要はおとなが、子どもの発達や成長の段階に応じて、子どもの「意見」を受け止めることによって、子どもの発達や成長が支えられていく、ということです。それは子どもの立場からすれば、家族や地域や学校で自分の意見を表明して、その社会の一員としてその社会に参加していく過程を通して、子どもは豊かに発達・成長することができる、ということです。子どもの育ちと親の子育てに不可欠な要件が、子どもの意見表明と参加だと考えられます。

- 4) 子どもは意見表明・参加する権利の主体です。この子どもの権利を基盤として、私たちは子どもの教育や文化について、あらためて考え、受け止めなおしていくことが必要です。つまり、条約の第 28 条「教育への権利」は、単に教育を受ける、与えられるといった受動的な立場だけでなく、むしろ教育を求め・学ぶ、子どもの参加する主体を前提としています。さらに 31 条「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」は、子どもの「いま」における最も重要な権利の一つとして、これを子どもに保障していくことが、私たちおとなに求められています。
- 5) 子どもは意見表明・参加する主体ですから、発達や成長の段階に応じて、市民としての自由や権利が尊重されねばなりません。そこで子どもの権利条約は、第 13 条「表現・情報の自由」、第 14 条「思想・良心・宗教の自由」、第 15 条「結社・集会の自由」、第 16 条「プライバシー・名誉の保護」、第 17 条「情報へのアクセス」などを子どもにも保障しています。
- 6) 子どもの権利条約が子どもに保障する権利は、条約採択当初「3つのP」として把握されてきました。その後現在では、これら3つの権利は、よりわかりやすく、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4つの権利として説明されるようになっていきます。

子どもの権利条約の一般原則について

国連子ども権利委員会は、「子どもの権利条約」の最も基本となる「一般原則」として、次の4か条を挙げています。この4か条が、泉南市のだれもが知っていて、だれもが大切にしていける原則になるようにしていきたいです。

- 1) 第 2 条「差別の禁止」: 子ども施策において、いかなる排除もあってはならず、偏見や無理解を克服していこうという方向性を持っていることが求められます。
- 2) 第 3 条「子どもの最善の利益の尊重」: 子どもの最善の利益を普遍的に決めることはできませんが、おとなの都合で物事が運ばれていくことが多い現状の中で、一つひとつ、子どもにとってどうすることが最も良いことか、子どもの意見を尊重しながら考えていく姿勢が求められます。
- 3) 第 6 条「生命、生存および発達への権利」: 子どもは一個の尊厳ある個人であると同時にさまざまな保護、育成も必要な存在です。生命が守られ、すこやかに成長していくことが保障されなければなりません。
- 4) 第 12 条「子どもの意見表明と参加の権利」: 子どもにも、さまざまな決定に自分の意見を表明する権利があり、その意見が正当に重視されなければならないと書かれています。この意見とは、言葉によるものだけではなく、泣いたり、怒ったり、黙ってしまったり、気持ちを表わすさまざまな表現が含まれるもので、赤ちゃんであっても、言葉を使わない「障がい」児であっても、全ての子どもが意見を表明し、その意見が尊重される権利があるのです。

(3) 定義：言葉の意味(第3条)

- | | |
|-------|--|
| (3-1) | この条例において「子ども」とは、原則として18歳未満の人をいいます。 |
| (3-2) | この条例において「泉南市の子ども」というときは、本市に住民票を置く子どものほか、本市に住んでいたり、本市で学んでいたり、何らかの活動を市で行っている子どものことをいいます。 |
| (3-3) | この条例において「市民等」とは、泉南市に住民票を置く人のほか、泉南市に住んでいたり、本市で働いていたり、何らかの活動を本市で行っている人をいいます。 |
| (3-4) | この条例において「子ども施設」とは、原則として児童福祉法に規定する児童福祉施設および学校教育法に規定する学校、そのほか子どもの保育や教育または文化やスポーツ等に直接かかわる社会的施設のことをいいます。 |

ここでは、この条例で用いる言葉の意味について定義しました。

さらに詳細な説明については、条例の「解釈と運用」等において補うものとします。

これらの定義は、次の諸点にわたる検討を踏まえ、文案を整理しました。

一般に「子ども」という場合、かなり多様な意味がありますが、ここでは基本的に政府訳の「児童の権利に関する条例」で用いられている「児童」を指して、これを「子ども」と理解します。この条約の日本での批准に際しては、日本で広く用いられ、また一般に親しまれている「子ども」について、これを「児童」と同義の言葉として用いることが認められています。これにより、現在日本では「子どもの権利条約」という訳語が広く使われているわけです。したがって「子ども」とは、子どもの権利条約の規定に基づいて、18歳未満のすべての人を指します。ただし高校生等は、すでに18歳に達した人も含まれますが、そうした例の場合は、18歳以上であっても「子ども」とみなすことができるものと考えられます。そういう意味で「原則として」という言葉を入れることにしました。

この条例が実現しようとする「子どもにやさしいまち・せんなん」は、泉南市に住民票を置く人たちだけでなく、泉南市でさまざまな活動をする個人や団体、企業など、みんなが協力、協働して、そうして具体化していこうとするものです。こうした願いをもって、「泉南市の子ども」や「市民等」という言葉の意味を、できるだけ広く捉える必要があると思います。

子どもに関係する機関や施設は、ほんとに多様なものがあり、また設置形態等もけっこう複雑です。小中学校は教育委員会の管下にあります。それら学校の設置者は市長です。教職員は府の職員で府教委に任免権があります。また、保育所や幼稚園の設置・運営等は市と民間と両方あります。そのほかに青少年センターは教育委員会、児童館は市長部局と、さまざまです。それら直接子どもにかかわる施設や職員のほかに、教育委員会で事務その他の行政執行を行う機関があります。これらを一括して標記するのは、きわめて難しいです。

市立の学校や保育所等と、市の行政執行機関とを一体的に捉えて「市の機関」と一括することも考えられますが、ただそうした場合には、学校や保育所といった先端的に子どもにかかわっている「現場」の主体や自律性が、何らか損なわれる恐れもないとはいえ、やはり両者は一定区別して述べるのが妥当と考えられます。そこで、学校や保育所等をはじめ、子どもに直接関わる施設等は、公私を問わず「子ども施設」とすることが妥当なものと考えられます。

第2章 本則：この条例によって推進する「子どもにやさしいまち」

この章では、この条例の本則として、「子どもにやさしいまち(Child Friendly City)」を泉南市で具体化していくために必要な施策や仕組み、実践等に関する事項について、これを以下の(4)から(14)まで、都合11節(11か条)にわたって述べています。

ちなみにユニセフは、「子どもにやさしいまち」を建設していく“建築ブロック”として、「子どもの参加」をはじめ「法律」、「制度」、「組織」、「アセスメント(評価)」、「救済制度」、「子ども白書(データ)」など9項目を挙げています。

以下に述べる本章の11の節(条)は、こうしたユニセフの課題提起を踏まえ、それら9項目をできるだけ本章で位置づけていくことを念頭に、検討委員会・起草委員会で検討を重ね、その結論として文案整理したものです。

(4) 子どもの意見表明と参加(第4条)

- (4-1) すべて子どもは、家庭や子ども施設等さまざまな場面において、自分に何らかに関係することや自分が必要としていることについて、自分の意見を表明したり表現したりして、その社会の一員として積極的に参加することができます。
- (4-2) 市は、前項に基づいて、本市のさまざまな場面で子どもの意見表明と参加が具体的に実現されるよう、必要な施策を実施します。
- (4-3) 市民等は、子どもの意見表明と参加について、これを積極的に理解して尊重し、支援していくなかで、子どもの最善の利益を不断に実現していくよう努めます。

ここでは、この条例の基本原則となる「子どもの権利の尊重」(第2条)を受けて、とくにその検討の中で重視された「子どもの意見表明と参加」について、これを具体化する観点から、上の3項を述べました。

1項では「子どもの意見表明と参加の権利」を明示し、これに対する泉南市および市民等の責務や役割について、2項と3項で定めるものです。

これらの文案は、次の諸点にわたる意見を踏まえて作成しました。

すべておとなは、公的な立場であれ私的な立場であれ、子どもに関わることを行おうとするとき、子どもの権利条約第3条に基づいて、第一に子どもの最善の利益を考慮する責務を負っています。そのためにおとなは、まず子どもの意見(子どもの心情等の表明や表現を含みます)に耳を傾け、子どもの心情等を受容し共感することを通して、子どもの意見を尊重しなければなりません。こうした子どもに対するまなざしを、泉南市のおとなたちが共有しあえるように、していきたいです。

子どもたちは「話を真剣に聴いて」、「自分のことは自分で決めさせて」、「ほかの子と比較しないで」との思いを持っています。そういう子どもたちを受け止めることが大切であり、そのためにも、子どもを受け止めるおとなへのサポートも大切です。

親や教師などおとなの願いが「子どもの思い」とズレていることも少なくありませ

ん。子どもの思いがおとなに伝わるような、そんな仕組みをつくることのできる条例であってほしいと思います。そのためにも子どもたちが求めている「まちづくり」に、子どもたち自身が参加できるような仕組みをつくることが大切です。そういう機会を子どもに与えないのは、子どもの成長の芽を摘んでしまうのと同じことになると思います。子どもの学びの場としても意見表明・参加が大切です。

子育て支援センター、公民館、図書館、青少年センターなどの公的機関、民間ボランティア団体により、子どもが参加することのできる、さまざまな活動を行っています。こういった活動に関する情報は、「広報せんなん」や、主催者によるチラシ・ポスターという形で、保護者や子ども自身に届くよう、家庭、学校園所などを通じて配布されています。ところが、子ども自身の参加は、保護者や家庭の都合に左右されることが多いという現実があります。どんな活動なのか情報を読み取る、という点に始まり、誰がどうやって申し込むのか、会場への送迎、参加費等、子どもにとっての参加へのハードルがいくつもあります。また、日本語の書き言葉の理解が難しい外国出身の保護者や、視覚・聴覚などに不自由がある保護者や子どもに情報がいきわたっているのか、など、課題とすべき点がいろいろあります。従来の取り組みについても、子どもの意見表明・参加の観点から見直すことが必要です。そうした現状や課題を十分に見据えて、子どもの意見表明と参加が促進されるようにしていきたいものです。

乳児、幼児、小学生、中学生、高校生と成長するにつれ、子どもの世界はどんどん広がっていきます。保護者と共に行動する乳幼児期、保護者から一時離れる幼児期、子どもだけで行動する時間が増える学童期、保護者とは少し距離を置きたくなる中高生。その成長過程には、保護者だけでなく、学校園所の先生、親戚、友だちの保護者、近所のおとななど周りのたくさんのおとなの存在が関わってきます。毎朝、長男と次男のそれぞれの友人が学校へ行くのに誘いに来てくれます。眠そうにしている中学生に「おはよう」と声をかけたり、待っていている間に少しおしゃべりしたりします。次男に「行ってらっしゃい」というと、友だちも「行ってきます」と答えてくれます。子育て関係の講座で以前聞いた言葉で、「我が子を幸せにするためには、我が子の周りを幸せにしましょう」というものがありました。子どもは家庭だけでなく社会で育てるということの大切さを実感しています。泉南市全体で、子どもの成長に適した形で子どもの社会参加が実現するよう、ぜひとも努力するべきです。

(5) せんなん子ども会議(第5条)

- (5-1) 市は、前条に基づいて、せんなん子ども会議を設置します。
- (5-2) せんなん子ども会議は、小学生、中学生、高校生その他の泉南市の子どもたちにより構成します。
- (5-3) せんなん子ども会議は、泉南市の子どもにかかわる事項について、市長その他の執行機関に対して意見を表明することができます。
- (5-4) 市長その他の執行機関は、せんなん子ども会議が前項により表明した意見について、これを尊重するよう努めるものとします。

前条に規定する子どもの意見表明・参加を具体的に推進するための最も基本的な仕組みとして、泉南市は子ども会議を設置するものとし、これを上のように述べました。

この文案は、次の諸点の議論をもとに作成されたものです。

今回、条例文案を検討するにあたり、是非とも子ども自身の声を聴きたいと子どもたちに呼びかけたところ、限られた時間にもかかわらず、13人の子どもたちが参加して「泉南・子ども・憲章案」をまとめてくれました。この取り組みに参加して改めて、おとなとして、子どもたちがもつ大きな力に驚きました。子どもは考え、意見を表明し、おとなとともに社会をつくっていく意欲をもっています。この意欲を抑えつけてはいけません。また、参加した子どもたち自身からも、このような集まりを継続したいとの声が多くきかれました。

子どもは、社会に参加する主体であり、おとなのパートナーです。ことに地域社会という単位では、子どもたちの存在によって活気がもたらされます。こうした観点から、子どもたちが議論し、意見を表明し、それが泉南市の施策に反映される継続的な「まちの仕組み」をつくるのが大切です。

従来、他市で見られる「子ども議会」などには、「議会の仕組みを子どもたちに学ばせる」といったような、学校教育の一環として実施される例も見られましたが、そうした「子どもに、させる」といった押し付け的な観点ではなく、子どもたち自身がボランティアな気持ちと姿勢で、自分たちの地域や泉南市に関わっていくことができるような仕組みができれば、泉南市はもっと活気のある、生き生きした「まち」になっていくのではないのでしょうか。

この「子ども会議」を進めていく上では、学校の協力は不可欠ですが、しかし何でもかんでも学校の仕事にして教職員の負担を増やしていくようなやり方ではうまくいかないでしょう。むしろ「子ども会議」の施策の位置づけとしては、たとえば「子どものための社会教育」とか「子どもが取り組む生涯学習」、「子どもにかかわる地域福祉」といった観点から工夫して、具体化していくことが大切だと思います。

子どもが安心して参加し、意見を表明するためには、子どもの権利についての知識、スキル、態度をもったファシリテーター（相互理解や認識共有、合意形成等の支援・促進者）の存在が不可欠です。こうしたファシリテーターの養成にも取り組む必要があります。

(6) 子どもの相談と救済(第6条)

- (6-1) すべて子どもは、「いじめ」や「虐待」、「体罰」その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。
- (6-2) 市は、前項に定める子どもの相談と救済について、これを泉南市の子どもが享受できるよう、必要な仕組みを整えます。
- (6-3) 子ども施設の職員および親その他の保護者、子どもの身近にいる市民等は、子どもが必要な相談と救済を受けることができるよう、その子どもの最善の利益を第一に考慮して支援に努めます。
- (6-4) 子どもや保護者等から相談を受ける立場にある市の執行機関及び子ども施設は、その相談に際しては、子どものプライバシーの権利等を保護するとともに、子どもの意見表明と参加の権利を尊重し、その子どもの最善の利益が具体的に実現できるよう救済に努めなければなりません。

「いじめ」等の人権侵害を受けたとき、「我慢する」、「相談できる人がいない」といった子どもたちの現実が多く、泉南市でも同様の状況が受け止められます。そこで、上の1項は、子どもはすべて自分の権利として、「相談と救済を受けることができる」と明示しています。とくに「相談と救済」として、一体的に連動する子どもへの支援として、述べています。

これを受けて、2項では必要な仕組みを整備することについて、3項では「相談と救済」が子どもに提供できるよう周囲のおとなが支援に努めることについて、それぞれ述べています。そして4項では、市の相談機関が子どもの「相談と救済」の活動を行うに際して、とくに遵守すべき基本原則について述べています。

ことに4項では、相談機関の対応における、子どもの意見表明と参加の権利の尊重を明示しています。これは、子どもの「相談と救済」が、子どもの話を傾聴することなく、おとなの都合や「子どものため」という一方的なおとなの善意だけで処理されないことがないよう、とくに述べたものです。

これらの文案は、次の諸点にわたる検討を踏まえて作成されたものです。

現在、社会全体を見回してもわかるように、いじめ、虐待、自殺など、子どもを取り巻く環境の中で、さまざまな問題が生起しています。表面化しているものは、深刻な状況になってきている一部であって、多くは家族間や友だち間、地域や学校での関係によって、子ども自身の中に閉ざされてしまっています。こうした現状のなかで、子どもが安心して相談し、適切な支援、救済が提供される仕組みづくりが大切です。

保護者やおとなからの、虐待、いじめや不登校についての相談件数は、年々増加傾向にあります。一方、いろいろな問題を一番身近に感じ、当事者となり得る子ども自身からの相談件数は、ほぼ0に近い状況です。学校や保護者・市民などのおとなには、相談・通報といった周知は広がってきてはいますが、必要とされている子どもたちにとっては、安心して相談できない現状があります。

子どもたちは、泉南市のアンケート調査によると、人と違う自分らしさが認められることや、自分の考えをいつでも言えることなどが、子どもの権利として特に大切だと考えています。子どもの権利条約でも言われているように、子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障することが必要です。子どもが必要だと思ったときに相談でき、自分の思いを受け止めてもらえる、その子どもの年齢や発達に応じたきめ細やかなおとな達の支援を含めた環境をつくることが重要です。

相談できずに SOS を出している子どもも多くいます。子どもと何らか関わる立場や位置にいるおとなは、子どもの小さな反応を見逃さず、子どもに目を向け、子どもの SOS を受け止め、それを相談機関等につないでいくような支援を心がけることが大切だと思いますし、そうしたことが子どもへの支援と救済の第一歩だと思います。

おとなの側は「子どものため」という善意で、一方的にいろいろなことを子どもに仕向けてしまうこともあります。そうして、かえって子どもに被害を及ぼすことがあります。虐待や体罰といった事例からも分かるように、子どもが受ける人権侵害の多くは、じつは子どもの身近にいる人が加害者となっています。そして加害側はそのことに無自覚であったり、被害者の子どもの方はだれにも相談できずに我慢していたり、といったケースが少なくありません。それだけに、子どもに関わる相談は、親をはじめ身近なおとなたちの相談だけで処理してしまうと、子どもの最善の利益を見失う結果ともなり、救済へとつなげていくことが、できなくなってしまう場合も少なくありません。

現在、市の相談機関が受け付けている相談は、大半が親や保護者からのものですが、親の相談を介して、さらに子ども自身から相談を受けられるようにすることが今後には必要でしょう。そのために、市の相談機関の中に、もっぱら子どもの最善の利益のみに関心をもって、一定の独立性と第三者性とを保持して、子どもに関する相談や調整の活動に関わることができる、そのような窓口が一つは必要です。

子どもの「相談と救済」では、当事者の子どもにとっての打開や解決を図ることが重要です。したがって当事者の子どもの話をしっかりと傾聴する中で、どうすれば問題の打開や解決になるのか、どういう状態になったら子どもは安心できるのか、子どもといっしょに考えていく、実践的な「相談と救済」の仕組みや取り組みが求められます。

国連子どもの権利委員会は、子どもの人権侵害にかかわる相談や救済、子どもの権利のモニタリング、制度改善の提言などを担う公的機関として、子どもオンブズパーソンなど、一般行政権から独立した公的第三者機関を設置するよう、各国に勧告しています。その勧告では、この子ども救済・支援の公的第三者機関は、子どもの擁護と代弁、子どもの最善の利益のための公的良心の喚起を使命とし、そのために必要な調査や意見表明、公表などの権限を持ち、一般の人や子どもにとって利用しやすいこと、子どもに焦点をあてたものであることが必要だとしています。この国連子どもの権利委員会の勧告も十分に念頭に置いて、子どもの「相談と救済」の仕組みを整えていくことが必要です。

(7) 子どもの居場所づくり(第7条)

- (7-1) すべて子どもは、休息と余暇、遊びと学び、文化的・芸術的生活への参加の権利を持ち、そのために必要な居場所その他の環境の提供を受けることができます。
- (7-2) 市長は、前項の権利を保障するため、「子どもの居場所づくりの推進に関する指針」およびこれを具体化するための実施計画等を策定します。

子どもは、生きる・守られる・育つ、そして参加する権利をもっています。これら4つの権利を具体的に保障する場や機会は、それぞれが別々にあるのではなく、むしろ複合・重層して、相互に不可分につながりあって、そうして豊かな子ども時代を支えるものになります。子どもにとっての「居場所」は、そのような子どもが「生きる・守られる・育つ・参加する」ための時間と空間、関係(人や事物や自然との関係)を提供する環境として、理解できるものです。そこでは、子どもは休息をとり、余暇や遊びを楽しむことができ、子どもの文化や芸術に触れるとともに創造することもできます。

こうした認識から、「子どもの居場所づくり」に関する泉南市における基本的な考えと方向を条例に位置づけることが、とくに必要だと考え、上の2項を設けました。

この文案は、次の諸点についての議論を踏まえて作成されたものです。

子どもの権利条約は31条で、子どもの休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加の権利を定めています。これを子どもたちに保障するために、子どもの居場所が必要です。子どもの居場所とは、子どもが安心して集い、遊んだり、学んだり自由に過ごせる場所です。そうした自分自身が尊重される場所では、自分のありのままを出せる関係を築く可能性があり、困っていること、悩んでいること、分からないこと等を安心して相談できる場にもなります。そんな居場所は、人権侵害の予防にもなるものです。

子どもには、おとなとの関係も大切ですが、それにも増して子ども同士の関係も大変重要です。子どもの仲間づくりの場として大きいのが学校園所の存在ですが、学校が子どもにとって、より良い居場所になっていくことができるよう、もっともっと工夫する必要があります。

学校のほかにも、放課後や休日などに過ごす場所が必要です。泉南市のアンケートでも、雨の日に遊べる場所、運動ができる広い場所、友だちとおしゃべりや飲食できる場所、などを求める中高生の声が上がっています。乳幼児期の子どもの居場所は、近頃さまざまに拡充してきたようですが、小中高生にとっての居場所づくりはまだまだこれからの課題です。

現在泉南市で見られるさまざまな子どものための活動は、主に単発の体験型のイベントであり、恒常的な居場所として機能しているものではありません。もっと日常的に自由に子どもの裁量で集える「子どもの居場所」が求められています。

そのために、市およびおとなは、子どもが参加する権利、意見を表明する権利を行使できるよう、子どもの居場所づくり、「障がい」のある子どもの参加促進、乳幼児の参加促進、児童生徒の自発的参加促進のために最大限努めなければなりません。参加を阻

害する要因を排除するように努めなければなりません。

そのために、市の機関やおとなたちは、子どもへの情報の提供、情報へのアクセスにあらゆる便宜を図るよう努めなければなりません。

子どもの居場所づくりを支援するような、市民的なネットワークも必要でしょう。近所のおっちゃんやおばちゃん、ちょっと年上のお兄ちゃんやお姉ちゃんなど、子どもや若者の居場所づくりのネットワークを立ちあげることも有効だと考えます。

公立幼稚園の再編成で廃園になった園舎があります。子どもの居場所としての施設（青少年センター等）に遠い地域もあるので、こうした場所の中から市内のバランスを考慮し、子どもの居場所としての活用を考えてほしいと思います。その場合には、既存の青少年センターの機能や取り組みとも連携させて、幅広い年齢層の子どもの居場所になるよう期待します。

（８）子どもの権利に関する学習と教育（第８条）

- (8-1) 市は、市の職員および子ども施設の職員が子どもの権利条約についての認識と理解を深め、この条例の具体的な実施に主体的に取り組み、もって泉南市の子どもの最善の利益の実現に不断に努めることができるよう、子どもの権利に関する職員の学習・研修等の機会を計画的に設けるものとします。
- (8-2) 子ども施設は、当該施設の子どもたちに子どもの権利条約を伝え、子どもが権利の主体として、子どもの権利条約を日々の生活に生かすことができる知識とスキルと態度を身につけていくことができるよう、これまでの人権教育の成果等を踏まえ、子どもの権利に関する積極的な教育および啓発活動を教育課程等に位置付けて実施するものとします。
- (8-3) 市及び子ども施設は、親その他の保護者および市民等が子どもの権利条約に関する積極的な学習の機会を持つことができるよう、子どもの権利に関する社会教育や生涯学習および地域の子ども福祉を奨励し、必要な条件整備を図ります。

子どもの人権や権利について、これを正しく尊重するよう努める立場にあるおとなにおいても、まだまだ子どもの権利条約の内容が知られていない現状があります。とくにこうした現状を踏まえ、ここでは「子どもの権利に関する学習と教育」の積極的な取り組みを泉南市として推進するものとし、これに関する市長や教育委員会をはじめとする市の機関、民間を含む子ども施設の、果たすべき役割と責務を明示しています。

この文案は、とくに次の諸点にわたる検討を踏まえて作成されたものです。

この条例が定める子どもの権利は、子どもの権利条約に基づくものです。しかし、知られていない権利は使えません。つまり権利は、その当事者たち（権利を享受・行使する子ども、尊重・擁護するおとな）に知られていなければ、実際に生かすことができません。それだけに泉南市が子どもの権利を尊重・擁護していくためには、まず子どもにかかわるおとなたちが、子どもの権利についての学習や研修、研究に積極的に取り組み、そうして子どもたちに、子どもの権利を正當に伝えていくことが必要です。

人格を形成し社会に参加し人権尊重の社会を築いていくには、教育の果たす役割が大きい。それだけに、性別・国籍・「障がい」の有無・生まれた地域や育った環境に妨げられることなく、すべての人が教育を受ける権利をもっています。子どもの権利条約28条は、この「教育を受ける権利」を「教育への権利」として、より積極的に位置づけています。これは単に教育の機会を与えることにとどまらず、教育・学習の内容や方向についても、これを学習者の権利として保障しようとするもので、教育に関する子どもの権利を、より積極的なものとして規定したものと いえます。したがって、子どもの権利に関する学習・教育を進めていくときには、こうした子どもの権利条約の28条を具体化していく視点から取り組んでいくことが重要だといえます。

子どもの権利条約の28条につづいて、29条(教育の目的)、31条(子どもの休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加)について、学校でも保育所でも、また家庭や地域でも、まずおとなが正しく理解・認識して、これを子どもたちに伝えていくことが、この「子どもの権利に関する学習・教育」に基づく取り組みとして、とくに期待されます。

子どもの権利条約の、とりわけ29条「教育の目的」は、子どもの権利を基盤として教育を行うことを定め、その中で「子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること」、そして「人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること」など、5項目を教育の目的としています。さらに同条2項は「締約国は、学校懲戒が子どもの人間の尊厳と一致する方法で、かつこの条約に従って行われることを確保するためあらゆる適切な措置をとる」としています。こうした教育の実践につながるよう「子どもの権利に関する学習と教育」を推進していくことが重要です。

学校・幼稚園・保育所など子ども施設は、子どもの豊かな人間性や多様な能力を育むなど、子どもの育ちや学びの保障において重要な役割を担っています。したがって、それら子ども施設関係者は、子どもの有するさまざまな権利が保障され、子どもが主体的に育ち学ぶことができるよう、保護者や地域住民、関係機関と協力・連携して、子どもの権利に関する学習・教育を積極的に推進していく役割を担っています。また同様に、地域子育て支援センター・子ども支援センター・教育支援センター・青少年センター・公民館・図書館などの施設も、子どもの育ちや学びを支援する機関であり、したがって子どもの権利に関する学習・教育の重要な担い手です。

これら子ども施設の設置者および管理者は、すでにこれまでも大阪府や泉南市の『人権保育基本方針』『人権教育基本方針』にのっとり、「人権を尊重する保育・教育」「保育・教育を受ける権利の保障」「人権を理解する保育・教育内容の創造」に取り組んできました。こうした経験を踏まえ、子ども施設の関係者は、さらに子どもの権利条約とこの条例に基づいて、まず自分たち自身が子どもの権利について学び、研修・研究する機会を積極的に設けていくことが大切です。そうして広く保護者や施設利用者など、子どもに関係する人々に伝えていくとともに、子どもたちに対する人権教育の実践を積極的に推進していくことが期待されます。

その人権教育では、子どもたちが自分の権利について正しい知識を持ち、自分たちの権利を日々の暮らしに活かすことができるよう、必要な知識、スキルや態度を子

もたちに伝えていくことが大切です。子ども施設関係者は、こうした「子どもの権利に関する学習・教育」を人権教育の中に明確に位置づけ、子どもの発達段階をふまえ、計画的に推進していくことが求められています。

子どもの権利に関する人権学習・人権教育を積極的に推進していくことによって、次のようなことを具体的に実現していくことが期待されます。

- 1) 子ども施設関係者は、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重します。
- 2) 子ども施設関係者、保護者、関係機関は、虐待、体罰、いじめ、不登校などについて適切な対応をとります。
- 3) 子どもは、人権について学び、自分を大切にするとともに、他の人を大切にし、基本的な社会のルールを守ります。
- 4) 子どもは、いじめや差別など他の人の権利を侵害する行為を行わず、また、おとなとともに、これらの行為がないまちづくりを目指します。
- 5) 子ども施設関係者は、保護者や地域住民に積極的に情報を提供し、運営について意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた学校・幼稚園・保育所づくりを推進します。
- 6) 「おとなが子どもに、一方的に教えて子どもに学ばせる教育」よりも、むしろ「おとなと子どもの、ともに学びあう関係」を育てる、教育・学習を実践します。

(9) 親その他の保護者の支援 (第9条)

- (9-1) 親その他の保護者は、子どもの権利を尊重して、子どもの発達する能力と一致する方法をもって、子どもの養育についての責任、権利および義務を果たすことができるよう、必要な支援を受けることができます。
- (9-2) 市は、親が子どもの養育と発達に対する第一次的責任を共同して果たすことを原則として、前項に定める親等の権利を保障するために、親等との協働に努めるなかで、必要な仕組みの整備その他の支援に努めなければなりません。
- (9-3) 子ども施設および市民等は、前項および前々項を踏まえ、相互に協力して地域や社会で子どもの育ちと子育てを支援するよう努めます。

「子どもの権利の尊重」(第2条)に定めたように、すべて子どもは、その生命、生存および発達の権利を侵害されてはなりません。そのために、子どもの権利条約は、保護者の指導の尊重と保護者が子どもの最善の利益に即して養育責任を果たすにあたって必要な援助の確保を求めています。これらの条文を受けて、ここでは、保護者への支援を促進するために必要な施策の枠組みについて述べています。

この文案は、次の諸点にわたる検討を踏まえて作成されたものです。

泉南市の保護者を取りまく現状

- 1) 泉南市では、乳幼児と保護者に対する子育て支援が充実(未就園児への活動、予防接種の受け易さ等)し、子育てに関する相談窓口も多様化してきました。また、子どもへの虐待を未然に防ぐ意識が浸透し、通報件数の増加や子育て支援活動への

参加など、市民の意識も高まっています。

- 2) しかし一方で、泉南市が実施したアンケートによると、保護者の多くが子どもの年齢に関わらず、生活習慣やしつけ、発達や発育、将来や教育など、さまざまな悩みや疑問と直面しながら子育てをしている現状が明らかになったほか、子ども会活動が停滞していることや、安心して子どもが遊べる場所が少ないなど、子どもと地域の関係について課題が残されていることは明らかです。また、子どもに「障がい」や疾病がある場合など、保護者の不安や孤立感はより厳しいものとなります。医療、福祉、保育教育など、就学前からさまざまな専門機関と関わっています。しかし、各専門機関が各方面からアプローチをするため、保護者にとってはわかりにくく、負担の大きいものとなります。さらに、学童期に入ると、地域の学校か支援学校かを選ばなければならなかったり、支援学校が市外にあることから、地域との関係がさらに希薄になったりするという課題も見られます。

大切なのはおとなの心のゆとりと地域のサポート

- 1) 子どもは成長・発達するにつれ、その活動の範囲を広げ、親だけでなく、学校園所、地域の人などさまざまな人と関わりを持ちながら経験をつんでいきます。子どもにとっては大切なのは、接する親など、おとなの側が心にゆとりを持って子どもと向き合うことです。子どもの最善の利益を図るためには、子どもに接する親などのおとなもまた、心にゆとりを持てるよう必要な支援を受けられることが大切です。
- 2) 親の心のゆとりは、たとえば子育ての大変さに耳を傾け話を聞いてくれる人がいる、誰かに頼れる、助けてもらえるという、「一人ではない安心感」から生まれるものだと考えます。実際、子どもの散歩をしているとよく声をかけてもらえます。その度に地域の人たちが、子どもを見てくれているなど、心強く思います。また、子どもが愚図って親子で煮詰まっている時にかけてもらう一言は何よりも有難いものです。どのような場であれ、子どもを抱える事情に配慮してもらえると、とても安心できます。
- 3) 親をはじめ、子どもと直接関わる人はもちろんのこと、市民一人一人が、子どもの成長・発達する環境をつくり出していることを認識し、子どもにかかわる親その他の保護者が、経済的、社会的、心理的に支援される環境づくり、社会全体で子どもが育つ環境づくりが望まれています。

親その他の保護者の権利と責任

- 1) 子どもの生命、生存、発達の権利は、子どもにとって最も身近な存在である保護者の安定と切り離して考えることはできません。すべて保護者は、子どもの養育に関する責任、権利および義務を果たすために必要な支援を受けることができます。
- 2) 子どもは、保護者の養育の対象であると同時に、保護者とは独立した一個の尊厳をもつ存在です。保護者と子どもが相互に尊重し合うパートナーシップを実現できるように支援が行われなければなりません。

市長および市の機関に期待される施策 市民等との連携・協働による施策

- 1) 出産時、転入時など、子育て家庭が泉南市と出会うとき、孤立感を抱かず、子育てが応援されていると実感できるような施策
- 2) 特別なニーズがあると考えられる子どもと家庭ための関係者連絡会議などの施策

- 3) 子ども相談手帳の積極活用、赤ちゃん訪問、育児サークル・子育てサロンなど、親等が孤立することなく、希望をもって子育てに取り組める仕組み
- 4) 子どもの声を受け止める能力の向上をはかるための講座、講習会
- 5) 就学前から学童期、思春期を通した子育て支援の体制づくり
- 6) 特別なニーズがあると考えられる子どもと家庭への心理的・物理的バリアフリー
- 7) 登下校時の見守り、青色防犯パトロール等安全で安心な環境づくり
- 8) 子ども施設の職員が心にゆとりを持って子どもと親等に関わることのできる施設・職場環境等の条件整備（施設管理者等の役割を含め）を推進する施策
- 9) 子どもを養育する従業員が仕事と子育てを両立することができる職場環境等の条件整備を推進する（事業者の役割を含め）ための施策

(10) 子ども施設職員の支援（第10条）

- (10-1) 子ども施設の職員は、その職務を通して子どもの最善の利益を具体的に実現していくことができるよう、必要な支援を受けることができます。
- (10-2) 市は、前項に定める支援について、これを子ども施設の職員に適切に提供することができるよう、必要な条件整備等に努めるものとします。

学校や保育所など子ども施設職員は、それぞれの現場に身を置いて、日々さまざまな課題に取り組んでいます。他方では、職員の資質や能力が問われる現状もあります。そうしたなか重要なのは、子ども施設の設備・人員等の必要な条件整備を図るとともに、子どもの最善の利益のために、職員を積極的に支援することのできる施策や仕組みです。とくに「親その他の保護者の支援」と関連づけて、親等と職員とが子どもの最善の利益のために、ともに連携・協働できるよう、支援的施策を講じる必要があります。

こうした観点から、上の2項を述べました。これらの文案は、次の諸点にわたる検討を踏まえて作成されたものです。

子どもは、さまざまな人との出会いとかかわりによって成長していきます。なかでも、子どもと多くの時間をともにする保育所、幼稚園、学校等子ども施設職員との関係は、子どもに大きな影響を与えます。親その他の保護者と同様に、子ども施設職員の心のゆとりと資質の向上は重要な課題です。

子どもが抱える困難な課題が増加傾向にあり、子ども施設職員は子どもの最善の利益を求めて苦慮する場面も多いのが現状です。しかしながら、子ども施設職員は、自分の責任として一人で悩むことも少なくなく、疲弊してしまう現状もあります。

学校の現場から見てみると、悩みや疑問の中で子育てに取り組む親たちも少なくありません。子どもを一方向的に管理したり排除したりすることなく、「子どもにやさしい＝子どもにとってフレンドリーな」泉南市、学校をめざしていきたいと思います。そのためにも、子ども観をみんなで共有しあいながら、子どもにかかわるおとなをサポートしていくことが大切です。

子ども施設職員がその主体性を尊重され、安心して実践内容を充実していくことがで

きるよう、泉南市は条件整備をすすめるとともに、地域市民の理解と協働の体制づくりを推進していかなければなりません。

(11) せんなん子ども支援ネットワーク(第11条)

- (11-1) すべて子どもは、その最善の利益が第一に考慮されるなかで、充実した子ども時代を過ごすために、社会から必要な支援を受ける権利を持っています。
- (11-2) 市は、子どもが前項に定める支援を受けることができるよう、せんなん子ども支援ネットワークを組織します。
- (11-4) せんなん子ども支援ネットワークは、第1項の子ども支援が、市及び子ども施設、子どもにかかわる市民等の自主・自発に基づく協働の取り組みとして推進されるよう、相互の情報発信や学習、交流や啓発等の取り組みを行います。

今日の社会においては、子どもに関わる機能や役割、また活動等は、公私を問わず、きわめて多様な個人やグループ、機関や施設、企業等によって担われています。また、それら活動等の多くが、私企業や民間団体、ボランティアな個人等によって担われるようになってきている傾向も見逃せません。子ども施設を企業・団体に委託等する自治体施策も(その是非をめぐる議論は措くとしても)一般化しつつあります。そこに「新たな公共性」を見ることができるとでしょう。

こうした現状や傾向に鑑みて、いわば「子どもの最善の利益を実現していく新たな公共性」の形成をめざす一つの仕組み/仕掛けとして、上の3項にわたる「せんなん子ども支援ネットワーク」を考えました。

なお、これらの規定は、個人情報扱うようなケース会議等を想定するものではなく、あくまで市民的なネットワーク活動の推進を提起するものです。

これらの文案は、次の諸点にわたる検討を踏まえて作成されたものです。

地域社会には、学校や保育所などのほかに、たとえば民生委員や児童委員、PTAや子ども会、子育てサークルや各種スポーツクラブ、それに学習塾や文化教室等々、子どもにかかわる多様な活動があります。もちろん商店をはじめとする私企業の多くでも、その対象には子どもが含まれています。関わり方の濃淡はあるにせよ、これら子どもに関わる個人や団体や企業のすべてが、この条例に基づいて、それぞれの立場で、子どもの最善の利益の原則を大切にしていけることができたなら、そこから「子どもにやさしいまち」が具体化されていくのではないのでしょうか。

この条例が定める内容は、市長をはじめとする市の機関が主として担うべき部分が多くを占めていますが、しかし「子どもにやさしいまち」は市の機関だけで実現できるものではありません。子ども施設のほか、とくに「市民等」という言葉に含まれる多様な個人や団体、企業等が、市の機関の取り組みに連携・協力して、何よりもこの条例に根ざして、子どもの最善の利益を具体化していく多様な取り組みを展開していくことが求められます。

今夏のプールでの事故を通して広く知られるところとなりましたが、民間の企業が子

どもの生命と安全にかかわる重要な職務を担っているという実態があります。従来は一般に、民間企業等が「子どもの権利」に積極的に関与するとは考えられてこなかったといえますが、しかし今回のことからすれば、そうした民間企業も含めて、広く「市民等」が、この条例に根ざして営業その他の活動を行うことが求められます。

国では「子ども・子育て新システム」の方向が打ち出されていますが、これにより今後、子ども施策の一層の総合化が進むとともに、ニーズに応じた多様なサービス提供システムの整備が求められます。その推進においては基礎自治体の企画や政策、制度設計等の役割が一層大きなものになると考えられますが、こうした流れの中で、すでに子ども施設の指定管理制度の導入や民営化も進められています。こうして子ども・子育て支援の提供主体は、一層多様化していく現状にあります。それだけに、それら多様な提供主体が、この条例を共通の基盤としてネットワークを組み、互いに連携・協力して「子どもにやさしいまち」の実現に努力しあうことが大切です。

このような情勢のなかで、市長をはじめとする市の機関に期待されることは、それら子ども・子育て支援にかかわる市民等、つまり多様な個人や団体、事業者等をネットワークする媒体となって、その協働のための「仕組みづくり」を具体化していくことです。

(12) 施設等における子どもの安全 (第12条)

- (12-1) 市長は、子ども施設その他子どもが利用する施設等における子どもの安全を確保するため、この条例に基づいて指針等を定めます。
- (12-2) 市の執行機関は、前項の指針等に基づいて、所管する施設等における子どもの安全確保のためのシステムを整備し、適切に機能するよう、必要な手立てを講じます。
- (12-3) 市長は、前項のシステムの検証を行うものとし、そのために有識者、親や保護者その他市民等による「子どもの安全委員会」を設置します。
- (12-4) 市及び子ども施設は、前項で定める子どもの安全委員会の活動に対して積極的に協力し援助しなければなりません。

今夏、泉南市では学校プール開放において子どもが死亡するという痛ましい事故が起きました。すでに原因究明・再発防止の取り組みが進められていると聞くところですが、「施設等における子どもの安全」を確保するための仕組みは、「子どもにやさしいまち」を構成する重要な要件の一つといえます。そこで、上の文案を設けることとしました。

ここでいう「指針等」は、今回の事故の原因究明を踏まえ、その再発防止の観点に立って、泉南市の施設管理上の取り組み、地域や市民等の理解・認識および協力・連携、そして子どもの現状とニーズを的確に捉え、それら三つを総合的に方向付ける内容を持つものとして、考えられます。こうした指針等を、有識者や市民等の参加によって策定するとともに、年次的に検証していく仕組みづくりが必要だと考えられます。

(13) 災害時における子どもの安全 (13条)

- (13-1) 市は、台風、地震、津波その他の災害の発生時および復旧・復興時における子どもの安全について、子どもの権利を基盤として、子どもの最善の利益を第一に考慮するとともに、子どもの参加の権利を尊重する中で確保するものとします。
- (13-2) 市は、前項に基づいて、全市域および各地域の防災計画等の検証にあたるものとします。

この規定は、あらためて本年3月11日の大震災とその現在に至る状況を受け止めるなかで、この条例の中に位置づける必要があると考えました。しかし、災害時における子どもの安全を確保するという課題について、これを十分に検討できたわけではなく、今後における重要な問題提起として、上の2項を述べています。

これらは次のような意見を踏まえ文案作成したのですが、とくに本年9月に泉南市で開催された「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムから、多くの示唆が得られました。

大規模な災害が発生した場合、またその災害からの復旧や復興に際しても、市と市民および事業者は、子どもの権利条約とこの条例に基づいて、「子どもの最善の利益」を確保するために、必要な措置をとることが求められます。

市の施策については、地域防災計画やその他の個別の計画がありますが、この条例の趣旨をふまえて、記載する必要がある事項や、また現状においてどのような特別の措置をとることができるのかなどについて、検討する必要があります。

本年9月に泉南市で開催された「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムの全体会では「大震災後の社会と子ども支援」をテーマにシンポジウムが行われました。そこでは、一瞬にして家族や友だちを失い、自分たちの家も街並みも、学校も保育所も、生活のすべてを奪われてしまった子どもたちがいます。その過酷な子ども現状が報告されました。とともに、その子どもたち自身の声として、「弱者にしないで」「被災者にしないで」「自分たちにも頼ってほしい」という言葉が紹介されました。おとな自身が大きな不安に陥るなかで、それだけに一層の不安を抱えながらも、じっと我慢している子どもの存在を、私たちは忘れてはなりません。災害時においても、子どもは単に保護され世話されるだけの存在ではないということが、示されていました。

子どもたちもまた、復興のための役割を担い、おとなとともに新しい暮らし、新たな地域社会を創っていくパートナーとなることができる ということが、シンポジウムを通して受け止められました。災害時においても（あるいは災害時においてこそ）子どもの「生きる・守られる・育つ・参加する」4つの権利の回復が大切だということです。そうして、おとなのパートナーとなっていくことができれば、子どもは本当の安心を得て、自己回復をとげていく といえます。

(14) 泉南市子どもの権利の日（第14条）

- (14-1) 市は、子どもの権利条約が国連で採択された11月20日を泉南市子どもの権利の日とします。
- (14-2) 市は、泉南市子どもの権利の日には、前項の意義を体現するための行事等を実施します。
- (14-3) 市民等は、前項の行事等に協力し、または独自に行事等を工夫するなどして、前々項の意義を体現するよう努めます。

ここでは、この条例の目的を達成していく取り組みの重要な一環として、「子どもの権利の日」の創設について述べています。

これは、子どもの意見表明・参加の権利を具体化する一環として、当初考えられましたが、しかしそこにとどまらず、さらにさまざまに充実した発展的な内容を創出していくための大切な契機として、またこの条例を推進するための市民等の結集点として、より積極的に、広く活用していくことが期待されます。

これらの文案は、次のような意見等を踏まえ、作成されたものです。

この条例で設置する「せんなん子ども会議」や「せんなん子ども支援ネットワーク」など子どもを含む市民等と、市の機関との共同の取り組みを、とくに期待します。

11月20日の一日だけの行事ではなく、この日を基軸とした週間や月間にわたる行事など、条例の目的を具体化するための工夫した取り組みが期待されます。

このようなメモリアルを設けることにより、この条例を共通の基盤とする市民的なネットワークを具体化し、推進していくことが、とくに市の機関には期待します。

すでに多くの自治体で子どもの権利条例が制定されていますが、それらの自治体では、子どもの権利条約が国連で採択されたこの日を「子どもの権利の日」としています。それら自治体との交流なども、この記念日を契機に考えられます。

この第2章は「子どもにやさしいまち」を推進するために必要な事項が定められていますが、この2章に基づいて実施するすべての施策や事業、諸取り組みについて、市民的な関心を喚起する機会として、是非活用して欲しいと思います。

なによりも泉南市の子どもたちにとって、この「子どもの権利の日」が、楽しい日、希望のわいてくる日、意味のある日に、是非なって欲しいと切に願っています。

第3章 補則：この条例の実施と検証

この条例は「子どもにやさしいまち・チャイルドフレンドリーシティ・せんなん」を具体的に実現していくことを目的としています。そこで、この第3章では、第2章に定めた「子どもにやさしいまち」の内容を着実に実施して、そして第1章の目的を達成していくことができるよう、この条例の実施と検証に関して必要な事項を述べます。

そこで本章の1つ目、第15条では条例の「実施と広報」について、つづく第16条では条例の実施に関する「検証」について、そして第17条ではこの条例の運営に当たる「事務局」について、それぞれ述べています。

(15) 条例の実施と広報（第15条）

(15-1) 市は、この条例の目的を達成するために、総合的かつ計画的に、この条例を実施するものとします。

(15-2) 市は、この条例および前項に定める施策等の実施に係る計画等について、これを市民等に広く知らせなければなりません。

上の1項は、第2章の各条文に基づく施策等の計画を立案し、これを着実に実施していくことを、市の責務として述べています。そして2項は、この条例とともに、この条例に基づいて実施する施策等の計画を市民等に広報することを市の機関の責務としています。

上の文案は、次のような検討を踏まえ、作成されたものです。

この条例は、子どもを含む市民等の活動を規制するためのものではなく、子どもの最善の利益のために市民等が手を携えて活動していくための、つまり市民等の積極的な活動を促進するための条例になってほしいです。つくっただけで終わらないためには、実施の計画や検証の方法についても定めておくことが大切だと思います。

条例があっても、市民や子どものもものにならなければ、意味がないと思います。この条例で何をするのか、条例の広報と条例に基づく取り組みを具体化するためのシステムが大事だと思います。

この条例は、子どもの権利を基盤として、「子どもにやさしいまち」を泉南市で実現していくための条例です。その意味で、この条例は、具体的な取り組みを実施していくための「実践型条例」だと、検討委員会の最初に確認しあいました。そこでこの共通認識を具体化する仕組みを、是非とも条例の中に位置づけたいと思います。

この条例は、こういう権利があるということを説明するような条例ではなく、どうすればその権利を使うことができるのか、という実践型の条例ですから、条例を広報するときには、条例に基づく実施の計画や内容等も知らせていくことが大事だと思います。

(16) 条例の実施に関する検証と公表(第16条)

- (16-1) 市長は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう、この条例の運営状況やこの条例に基づく事業等の実施状況について、定期的に検証します。
- (16-2) 市長は、前項に定める検証を行うため、外部の有識者等に委員を委嘱して構成する「子どもの権利条例委員会」(以下「条例委員会」といいます。)を設けます。
- (16-3) 市長は、第1項に定める検証を行うため、広く市民等から委員を募って「子どもの権利条例市民モニター」(以下「市民モニター」といいます。)を設けます。その際、委員には必ず複数の子どもを含むものとします。
- (16-4) 条例委員会および市民モニターは相互に協力・連携して、この条例の運営状況を検証するための活動を行い、必要な報告等を行います。
- (16-5) 市長その他の執行機関は、前項による報告等を市民等に公表するとともに、その内容を十分に検討し、これを市における子どもにかかわる施策等に積極的に活かすものとします。
- (16-6) 市及び子ども施設は、本条で定める検証の実施に際しては、条例委員会および市民モニターの活動について積極的に協力し援助しなければなりません。

ここでは、条例の実施と広報に関する前条の規定を踏まえ、その実施状況について検証することを市長の責務として述べています。つまり、これら6項は、この条例を実効あるものとしていくための、最も重要な仕組みを具体化するものとして設けたものです。

ここでいう条例の実施状況の検証は、とくに子どもや、また子育てにかかわる親その他市民等の目線で、また子どもに関わる専門的な視点から、これを行うことが必要です。そこで、2項、3項、4項の規定を設けました。

そして5項では、検証の結果を広く市民等に公表するとともに、必要な施策や制度の改善等につなげていくことを求めています。これは、市民世論の積極的な関心や評価を通して、この条例を実効あるものとしていくための仕組みとして述べたものです。

最後に6項では、そうした検証が円滑かつ有効に実施できるよう、市の機関の積極的な協力・援助義務を定めるものです。

上の文案は、前条の文案と連動するものです。したがって前条で記載した から に示した検討概要は、この16条にも共通するものです。

(17) 条例の実施と検証に係る事務(事務局)(第17条)

- | |
|---|
| (17-1) 市長は、この条例の実施と検証に係る事務を担当する事務局を置きます。 |
| (17-2) 事務局は、この条例に基づいて子どもの最善の利益が具体的に実現されていくよう、この条例の実施に必要な連絡調整その他必要な事務を所掌します。 |

この条例は、「子どもにやさしいまち・チャイルドフレンドリーシティ・せんなん」を具体的に実現していくための、実践型条例であるところに特長があります。この主旨を踏まえ、条例の実施と検証に関する事務を担当する事務局について、これを市長の下に置くことを述べています。

この条例の検討過程においては、事務局を市長部局のほか、教育委員会に置く意見も見られましたが、この条例が目的とする「子どもにやさしいまち」は、これを全市的な取り組みによって達成しようとするものであることから、もとより教育委員会との積極的な連携と協働を図る中で、市長の下に置くことが適切妥当なものと考えられます。

第4章 雑則：この条例の実施に必要な規則等

最後に、この第4章では、この条例を具体的に実施していくために必要な手続き的事項について、これを市長がこの条例に基づいて規則等で定めることを述べています。

(18) 委 任(第18条)

この条例で定めるもののほか必要な事項は、市長が規則等において定めます。

これに基づく規則等としては、条例施行規則をはじめ、各種の要綱が考えられます。その際には、条例のハンドブックとして必要な「条例の解釈と運用」といったものも必要になると考えられます。

また、この条例と施行規則、それらに基づく要綱等は、可能な限り子どもにも伝えていくことができるよう、平易な表現を工夫した子ども版の作成も必要になると考えられます。

むすびにかえて

私たち 14 名は、本年 2 月 21 日、市長により「子どもの権利に関する条例案検討委員会」委員に委嘱されました。私たち検討委員会に諮問された課題は、本年 12 月または来年 3 月の議会に上程する「子どもの権利に関する条例案」を検討することでした。

第 1 回検討委員会の審議では、条例の基本的な枠組みとして、子どもの権利に関する総合的な条例とすること、そして何よりも「子どもにやさしいまち」を実現するための基本的な原則と方向、仕組みを示すことのできる、実践型条例とすることが確認されました。

そして次に、この条例案の検討過程における子どもの意見表明と参加について、これをどのように具体化するのか、審議しました。もちろん子どもたちの中から委員を募り、子どもとおとなの協働で条例案を検討することも考えられました。種々審議の結果、ことに与えられた検討のための期間を考慮して、条例案の前文作成を子どもたちの参加によって行うこととし、そこでの子どもの意見を十分に踏まえ、条例の総則および本則等については私たちおとなの責任において、検討を進めることとしました。

そこで本年 7 月、子どもたちに市内の学校を通して「泉南・子ども・語ろう会」への参加を呼びかけたところ、既述のとおり 13 名の子どもたちが集まってくれました。その 3 日間にわたる活動では、ファシリテーターとして浜田進士さん（関西学院大学）にご協力いただくとともに、私たち検討委員会の委員も何人かが参加して、子どもたちとともに「子どもの権利条例」を考えあいました。そうするなかで、私たちは改めて子どもたちの力に気づかされ、大きな勇気と元気をもらいました。子どもたちとともに、おとなたちの確かなエンパワメントの機会と、なったわけです。

一方、検討委員会の運営については、委員 14 名のうち 3 名の市民委員を含む 7 名で起草委員会を構成することとし、検討委員会で審議すべき事項を起草委員会で起案し、そして検討委員会で慎重審議を行う、という方法を採用してきました。そうして 9 月 30 日までの間に、5 回の検討委員会を重ね、またそのための起草委員会を 6 回、都合 11 回にわたって検討審議を積み重ねてきました。

これらをとおして私たちは、子どもの権利条約、国連子どもの権利委員会勧告、他の自治体の子ども条例などを学び、泉南市の子どもの現状、各人の経験を出しあい、「子どもにやさしいまち・チャイルドフレンドリーシティ・せんなん」を実現するための条例案をめざして、真摯に議論してきました。財政難という現状があるなか、しかし泉南市の現在を切り拓き、子どもの最善の利益を実現する条例案をまとめることに努めたところです。

こうして、この「泉南市子どもの権利に関する条例案要綱」が、策定されました。

この要綱は、今後のパブリックコメントに向けて、これを市長への中間答申として提出するものです。あわせて、この要綱に基づく「泉南市子どもの権利に関する条例案」についても、参考として添付するものとします。

2011(平成 23)年 9 月 30 日

泉南市子どもの権利条例案検討委員会